

<b>「事業復活支援金」事前確認に関する <input checked="" type="checkbox"/> シート兼依頼書（会員のみ）</b>
--

**（注①）事前確認は北杜市商工会の会員のみに限ります。**

**（注②）一時支援金・月次支援金を受給された方は、事前確認不要です。**

**（注③）事前確認は書類をご提出後 3 営業日以内（土日祝除く）にご連絡致します。**

以下の事業所等の基本情報をご記入及び確認事項をご確認いただき、をつけて 2 ページ両方をメール・FAX・持参・郵送のいずれかでご提出ください。

<input type="checkbox"/> 当事業所は北杜市商工会の会員事業所として、過去 1 年以上継続しております、又は今後も含め 1 年以上会員である意思があるので、下記により事前確認を依頼します。
---

事業形態	<input type="checkbox"/> 中小法人等（法人番号 13 桁記載：） <input type="checkbox"/> 個人事業者等（事業所得） <input type="checkbox"/> 個人事業者等（主たる収入が雑収入・給与所得）		
事業所名		申請者名（代表者名）	
電話番号		代表者生年月日（西暦）	年 月 日
代表者携帯電話 ※必須			
申請 ID 事前確認用 10 桁	C	ID 取得時に登録した電話番号	

※以上の記載事項は必ず全て記載して下さい。記載されていない場合は事前確認時に確認致します。

※収集した個人情報は復活支援金申請手続きや当会の会員管理・情報提供以外には使用しません。

#### 事前確認事項

事業復活支援金の申請に伴う、新型コロナウイルス感染症の影響は次のものに該当します。

（別紙）新型コロナウイルス感染症の影響の具体例①～③をご参照ください。

#### ①需要の減少による影響（※該当する項目にを付してください。）

- 国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの個人消費の機会が減少している。
- 国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止に伴う、自らの財・サービスの個人消費の機会が減少している。
- 消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行に伴う、自らの財・サービスの個人需要が減少している。
- 海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制に伴う、自らの財・サービスの海外現地需要が減少している。
- コロナ関連の渡航制限等による海外渡航客や訪日外国人旅行客の減少に伴う、自らの財・サービスの個人消費機会が減少している。
- 顧客・取引先が上記 5 項目のいずれかの影響を受けたことに伴う、自らの財・サービスへの発注が減少している。

#### ②供給の制約による影響（※該当する項目にを付してください。）

- コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な財・サービスの調達が難しい。
- 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な取引や商談機会の制約が起きた。
- 国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な就業者の就業制約が起きた。

③給付対象や同意事項等の理解（※全ての項目を一読していただき、☑を付してください。）

- 対象月の売上が基準月と比べて30%以上減少していても、復活支援金の趣旨・目的が妥当しない理由により売上が減少している場合は、復活支援金の給付要件を満たさないことを理解している。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、自らの事業判断によらずに売上が減少していたとしても、対象月の売上が基準月と比べて30%以上減少しなければ、復活支援金の給付要件を満たさないことを理解している。
- [売上減少にならないもの]
- 新型コロナウイルス感染症の影響とは関係なく対象月の売上が減少している場合
  - 事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常売上を得られない時期を対象月とすることで売上が減少している場合
  - 売上計上基準の変更又は顧客との取引時期を調整している場合
  - 行政機関の要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮又は法人成り若しくは事業承継の直後等の単に営業日数が少ない場合
- 事業を実施していないサリマンやアルバイト、学生等は復活支援金の給付対象ではないことを理解している。
- 「公共法人」、「風営法上の性風俗関連として届出義務のある者」、「政治団体」、「宗教法人」、「暴力団を排除していない事業者」ではない。
- 今後、事業の継続・立て直しの意思をもっており、そのための取組を対象月以降に継続的に行っていない場合は、給付要件を満たさないことを理解している。
- 復活支援金の申請に際して「事業に関する書類（確定申告書、帳簿書類、通帳）その他の中小企業庁又は事務局が定める証拠書類等」は7年間保存する義務があり、また、当該書類等その他事務局が必要と認める書類等を事務局等から求められた場合に速やかに提出する必要があることを理解している。
- 復活支援金の不正受給又は無資格受給を行った場合や書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合、事務局等の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合には、復活支援金の受給資格を失い返還等の義務を負うなどするほか、特に不正受給の場合には受給額に延滞金及び2割の加算金を加えて返還する義務を負うことや、氏名等の公表、刑事告発等の措置がとられることがあることを理解している。
- 代表者又は個人事業者等本人が宣誓・同意書を全て読んだ上で自署している。
- 誤りなく正しく申請するため、申請前に、経済産業省のホームページに掲載されている「事業復活支援金の詳細について」という資料を全て読んだ。
- 「審査時に給付要件を満たすかの確認のために、代替書類の提出等を求める場合がある」ことを理解している。
- 事業復活事業復活支援金の支援金の審査は、事業復活支援金事務局の判断によるもので、北杜市商工会による確認事務は支援金を確約するものではないことを理解している。

●記入日 2022年 月 日

●代表者名（自署）

※担当者の方のお名前ではありませんのでご注意ください。

※事前確認実施については、ご提出より3営業日以内（土・日・祝を除く）に電話での事前確認をさせていただきます。

問い合わせ先

北杜市商工会 事業復活支援金担当

TEL : 0551-32-1211

FAX : 0551-32-1215

E-mail : t-shimura@shokokai-yamanashi.or.jp

北杜市商工会欄

担当者名	受付日	事前確認日	システム入力日
------	-----	-------	---------